

2021年（令和3年）第2回総会議事録

- 1 告示年月日 2021年（令和3年）2月16日（火）
- 2 通知年月日 2021年（令和3年）2月16日（火）
- 3 開催年月日 2021年（令和3年）2月26日（金）
- 4 開催場所 福山市東桜町3番5号
福山市役所 3階 小会議室

- 5 付議事項
議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決定について
議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請に対する処分決定について
議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請に対する処分及び意見決定について
議案第4号 非農地証明について
議案第5号 相続税の納税猶予に関する適格者証明について

- 6 協議事項
福山市農地利用最適化推進委員の再募集について

- 7 報告事項
農地法等に関わる専決処分・届出等について

- 8 出席委員
1番 坂本 忠士 2番 佐藤 眞子 4番 渡壁 則人 5番 山本 信之
6番 谷邊 博人 7番 岡本 卓也 10番 安原 理雄 14番 須藤 薫雄
15番 谷本 耕造
以上9名

- 9 欠席委員
3番 土屋 智樹 8番 小林 輝仁 9番 寶諸 孝也 11番 下江 京子
12番 河村 昇 13番 山本 明
以上6名

- 10 その他の出席者
0名

- 11 事務局出席職員
事務局長 池田 昌弘 事務局次長 瀧川 滋雄
松永出張所 花田 宏 神辺出張所 杉原 信広
北部出張所 藤井 裕美 新市出張所 山本 隆博
事務局 藤井 勝俊
以上7名

1 1 議事内容

午前 10時00分開会

事務局長	<p>ただいまから、2021年（令和3年）第2回福山市農業委員会総会を開会いたします。</p> <p>谷邊会長，会議の進行をお願いします。</p>
会 長	— 開会挨拶 —
議 長	<p>それでは，会議規則第3条の規定によりまして議長を務めさせていただきます。</p> <p>最初に，総会の成立を申し上げます。</p> <p>委員総数15名のうち，出席委員9名，欠席委員6名，在任委員の過半が出席ですので，本会議は成立します。</p> <p>続いて，会議規則第10条の規定により，議事録署名委員の指名を行います。</p> <p>議席番号2番 佐藤 眞子委員と議席番号14番 須藤 薫雄委員をお願いします。</p>
議 長	<p>議事に入る前に，議案の訂正等があれば，事務局より説明してください。</p>
事務局	<p>2021年（令和3年）第2回総会議案書追加及び訂正事項等について説明します。</p> <p>追加議案第6号として，「農地等の現況に係る照会に対する回答について」を追加しています。内容は記載のとおりです。</p> <p>次に，追加議案第7号として，「農地法第3条の規定による許可申請（買受適格）に対する処分決定について」を追加しています。内容は記載のとおりです。</p> <p>次に議案書の次第の4議事の項に「（追加）議案第6号 農地等の現況に係る照会に対する回答について」及び「（追加）議案第7号 農地法第3条の規定による許可申請（買受適格）に対する処分決定について」を追加。</p> <p>次に議案書（別冊）8ページ3番の現況地目欄「休耕」を「田」に訂正。以上です。</p>

議 長	<p>それでは、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決定について」を上程します。</p> <p>東部地区の報告をお願いします。</p>
1 番 (坂本)	<p>それでは、東部地区の審議内容について報告します。</p> <p>東部地区では2月22日月曜日、午前8時40分から関係者により現地調査を行い、午前11時00分から地区協議会員7名全員の出席により、市役所 本庁舎3階 小会議室で協議会を開催しました。</p> <p>審議した案件は、議案第1号2件、議案第3号3件、議案第4号1件、議案第5号1件、の合計7件です。</p> <p>それでは、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決定につて」別冊1ページ1番及び2番について報告します。</p> <p>1番です。千田町藪路の譲受人は自宅前の申請地、畑4筆709㎡を譲り受け、野菜を栽培し、経営規模拡大していくものです。場所は藪路池の東250mの所です。</p> <p>2番です。草戸町三丁目に住む譲渡人である妻が申請地の田、1筆621㎡を夫（養子）へ贈与するもので、今まで通り野菜を栽培していきます。場所は草戸町半坂会館の西隣に当たります。</p> <p>いずれの案件も譲受人は、農作業経験もあり、必要な農機具・労働力も確保されており、下限面積も超えていることから許可妥当と判断しました。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>西部地区の報告をお願いします。</p>
4 番 (渡壁)	<p>西部地区の審議内容について、報告します。</p> <p>西部地区では、2月24日の午後1時30分からの現地調査に続き、午後4時から市役所3階 小会議室で協議会を開催しました。</p> <p>委員10名全員の出席により、議案第1号3件、議案第2号1件、議案第3号1件、議案第4号1件、議案第7号1件、合計7件について審議しました。</p> <p>それでは、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決定について」の3番から5番について報告します。</p> <p>3番は、瀬戸町の受人が、同町の渡人から申請地を譲り受け、経営規模を拡大するものです。</p> <p>4番は、熊野町の受人が、鞆町の渡人から申請地の贈与を受け、経営規模を拡大するものです。</p> <p>5番は、熊野町の受人が、同町の渡人から申請地を譲り受け、経営規模を拡大するものです。</p>

	<p>いずれも、受人及び申請農地，営農計画に問題はなく，許可妥当と判断しました。以上です。</p>
<p>議長</p> <p>5番 (岡本)</p>	<p>松永地区の報告をお願いします。</p> <p>それでは，松永地区の審議内容について報告をします。 松永地区では，2月24日，午前9時30分から関係者により現地調査を行い，午前10時30分から松永支所2階21会議室で協議会を開催しました。委員7名全員の出席により，議案第1号5件，議案第4号2件，議案第5号1件，追加議案第6号1件，合計10件について審議いたしました。</p> <p>それでは，議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決定について」の6番から10番について報告します。</p> <p>6番は，本郷町の受人が，同町の渡人から譲受け，経営規模の拡大をするもので，水稻を栽培する計画です。</p> <p>7番は，神村町の受人が，同町および広島市の渡人から譲受け，経営規模の拡大をするもので，野菜を栽培する計画です。</p> <p>8番は，多治米町の受人が，久松台二丁目の渡人から譲受け，新規就農をするもので，野菜および水稻を栽培する計画です。</p> <p>9番と10番は関連案件です。</p> <p>柳津町の受人が，9番で藤江町の渡人と使用貸借権を設定し，10番で南松永町一丁目の渡人から譲受け，新規就農をするもので，野菜を栽培する計画です。</p> <p>いずれも，受人及び申請農地，営農計画に問題はなく，許可妥当と判断しました。以上です。</p>
<p>議長</p> <p>10番 (安原)</p>	<p>北部地区の報告をお願いします。</p> <p>それでは，北部地区の審議内容について，報告をします。 北部地区では，2月24日の午後1時00分から関係者により，現地調査を行い，午後3時30分から北部支所3階の302会議室で協議会を開催しました。委員13名のうち8名の出席により，議案第1号7件，議案第3号4件，議案第4号3件の合計14件について審議いたしました。</p> <p>それでは，議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決定について」の別冊4ページの11番から5ページの17番について報告をします。11番は，草戸町四丁目の譲渡人と，大阪府茨木市の譲受人が，共有の持分である申請地を，譲受人に贈与により持分を移転するものです。譲受人は遠方に居住するため，譲渡人である妹が引き続き管理し，野菜を栽培し</p>

	<p>て経営規模の拡大を図るものです。</p> <p>12番は、大阪府茨木市の譲渡人が、草戸町四丁目の譲受人に、共有の持分である申請地を、譲受人に贈与により持分を移転するものです。譲受人は水稻を栽培して経営規模の拡大を図るものです。</p> <p>13番は、駅家町の譲渡人が、同町の譲受人に、申請地を贈与するものです。譲受人は野菜を栽培して経営規模の拡大を図るものです。</p> <p>14番は、新市町の譲受人が、広島市の譲渡人から申請地を譲受け、水稻を栽培して経営規模の拡大を図るものです。</p> <p>15番は、新市町の譲受人が、同町の譲渡人から申請地を譲受け、水稻を栽培して経営規模の拡大を図るものです。</p> <p>16番は、新市町の譲受人が、広島市の譲渡人から申請地を譲受け、水稻及び野菜を栽培して経営規模の拡大を図るものです。</p> <p>17番は、新市町の譲受人 外1人が現在、申請地を借受けて耕作していますが、このたび、広島市の譲渡人から譲受け、水稻を栽培して経営規模の拡大を図るものです。</p> <p>いずれの案件も、譲受人は、農作業経験があり、必要な農機具等も確保済みであり、許可妥当と判断しました。以上です。</p>
議 長	<p>神辺地区の報告をお願いします。</p>
13番 (山本明)	<p>神辺地区の審議内容について報告します。</p> <p>神辺地区では、2月24日、午前9時から現地調査を行い、午前10時30分より、神辺支所3階31会議室において地区協議会員8名全員の出席により、議案第1号2件、議案第3号5件の合計7件について、審議しました。</p> <p>それでは、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決定について」6ページ18番と19番について報告します。</p> <p>18番は、西中条の譲受人が、自宅に隣接する西中条の畑1筆507㎡を譲り受けて、野菜の栽培をして経営規模の拡大をするものです。</p> <p>19番は、移住を希望する呉市の譲受人が、岡山市の譲渡人から、隣接する宅地とともに八尋の畑3筆合計1,397㎡を譲り受けて野菜・果樹の栽培をして新規就農をするものです。</p> <p>いずれも申請農地、営農計画に問題はなく、必要な農機具・労働力も確保され、下限面積も満たしていることから、許可妥当と判断しました。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。</p> <p>事務局から補足説明等があればしてください。</p>

事務局	<p>議案第1号のすべての案件については、別紙調査書のとおり、借入後又は取得後の全ての農地を利用する計画であり、機械・労働力・技術などに問題はなく、農業委員会が定める下限面積を超えていることから、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件をすべて満たしています。以上です。</p>
議長	<p>これより質疑に入ります。 発言のある方は挙手をお願いします。</p>
委員	<p>— 質問等なし —</p>
議長	<p>質問等がないようですので、採決します。 議案第1号について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。</p>
委員	<p>— 全員挙手 —</p>
議長	<p>全員挙手により、議案第1号は原案のとおり許可することに決定します。</p>
議長	<p>次に、議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請に対する処分決定について」を上程します。 西部地区の報告をお願いします。</p>
4番 (渡壁)	<p>議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請に対する処分決定について」の1番について報告します。 熊野町の申請人が、申請地に住宅用合併浄化槽を設置するものです。場所は、熊野小学校の東、約800メートルです。 現地調査をしましたが、周辺の営農条件に支障を生じるおそれもないことから、許可妥当と判断しました。以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございました。 事務局から補足説明等があればしてください。</p>
事務局	<p>議案第2号の案件は、農用地区域内農地、甲種農地、第1種農地、第3種農地に近接する区域その他市街地化が見込まれる区域内にある第2種農地及び第3種農地のいずれにも該当しない農地と認められるため、</p>

	<p>その他の農地である第2種農地として判断されます。</p> <p>別紙，農地転用許可申請に係る調査書のとおり，農地転用許可基準の要件を満たしており，申請は，適正かつ適法であり，事業規模からみて適切な面積で，周辺の営農状況に支障を生じるおそれもないと認められます。</p> <p>なお，議案第2号には，常設審議委員会への意見聴取案件はございません。以上です。</p>
議長	<p>これより質疑に入ります。</p> <p>発言のある方は挙手をお願いします。</p>
委員	<p>— 質問等なし —</p>
議長	<p>質問等がないようですので，採決します。</p> <p>議案第2号について，原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。</p>
委員	<p>— 全員挙手 —</p>
議長	<p>全員挙手により，議案第2号は原案のとおり許可することに決定します。</p>
議長	<p>次に，議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請に対する処分及び意見決定について」を上程します。</p> <p>東部地区の報告をお願いします。</p>
1番 (坂本)	<p>それでは，議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請に対する処分及び意見決定について」の別冊8ページ1番から3番について報告します。</p> <p>1番です。春日町で不動産を営む法人は近年の豪雨災害の被害対策のため，所有するアパートの裏手に当たる申請地の田，1筆138㎡を譲り受け，アパートの上法面として補強整備する計画です。</p> <p>場所は春日小学校の北東400mの所です。</p> <p>2番です。神辺町で建築業を営む法人は申請地の田，1筆632㎡を譲り受け，近隣周辺で不足する建売住宅2棟を供給する計画です。</p> <p>場所はビックローズの南80mの所です。</p> <p>3番です。福岡市中央区で不動産を営む法人は申請地の田，1筆1,070㎡を譲り受け，近隣周辺で不足する建売住宅5棟を供給する計画です。</p>

<p>議 長</p>	<p>場所は御幸小学校の北東490mの所です。</p> <p>以上、現地確認を行いました。いずれも日照・排水に問題なく、周辺の営農条件にも支障のないことから、転用許可妥当と判断しました。</p> <p>以上です。</p>
<p>4 番 (渡壁)</p>	<p>西部地区の報告をお願いします。</p> <p>議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請に対する処分及び意見決定について」の4番について報告します。</p> <p>内海町の受人が、同町の渡人から申請地を譲り受け、農業用施設2棟を建築するものです。場所は、内海小学校の南西、約1500メートルです。現地調査をしましたが、周辺の営農条件に支障を生じるおそれもないことから、許可妥当と判断しました。以上です。</p>
<p>議 長</p> <p>10 番 (安原)</p>	<p>北部地区の報告をお願いします。</p> <p>議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請に対する処分及び意見決定について」の別冊9ページの5番から8番について報告します。</p> <p>5番は、新市町の譲受人である法人が、西町三丁目の譲渡人から申請地を譲受け、露天資材置場として整備するものです。</p> <p>場所は、加茂中学校の南東、約800メートルのところではす。</p> <p>6番は、駅家町の借受人である法人が、申請地に賃借権を設定して、同町の貸出人から申請地を借受け、売電用の太陽光発電パネルを設置するものです。場所は、服部公民館の北西、約1.2キロメートルのところではす。</p> <p>なお、本案件は、既に工事に着手しておりましたので、顛末書の提出を受けております。</p> <p>7番は、駅家町の譲受人が、同町の譲渡人から申請地を譲受け、露天駐車場として整備するものです。</p> <p>場所は、駅家北小学校の西、約70メートルのところではす。</p> <p>8番は、駅家町の借受人である法人が、申請地に賃借権を設定して、同町の貸出人から申請地を借受け、売電用の太陽光発電パネルを設置するものです。</p> <p>場所は、駅家南中学校の南西、約150メートルのところではす。</p> <p>なお、本案件は、既に工事に着手しておりましたので、顛末書の提出を受けております。</p> <p>現地調査をしましたが、日照・排水等、周辺の営農条件に支障を生じるおそれもないと認められることから、許可妥当と判断しました。以上です。</p>

議 長	<p>神辺地区の報告をお願いします。</p>
<p>1 3 番 (山本明)</p>	<p>議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請に対する処分及び意見決定について」10ページ9番から11ページ13番について報告します。</p> <p>9番は、貨物運送業を営む東京都中央区の法人が、申請地の川南の田1筆2,256㎡を川南の渡人から譲り受けて、貨物運送車のための中継局としての露天駐車場を整備確保するものです。</p> <p>10番は、貨物運送業を営む東京都中央区の法人が、申請地である川南の田4筆合計2,878㎡を松浜町の渡人から譲り受けて、貨物運送車のための中継局としての露天駐車場を整備確保するものです。</p> <p>11番は、三原市の譲受人が、岡山県倉敷市の譲渡人から、申請地である川北の田2筆合計1,620㎡を譲り受けて、周辺で需要のある共同住宅1棟を建築供給するものです。</p> <p>12番は、隣地に作業所のある梱包材卸売業を営む引野町の法人が、申請地である川北の畑1筆159㎡を大阪府守口市の渡人から譲り受けて、不足する従業員用の露天駐車場として利用するものです。</p> <p>13番は、川南の借人が、申請地である湯野の田1筆469㎡と新湯野の田1筆8,87㎡の2筆合計477,87㎡について、父である貸人から使用貸借権により借り受けて住宅を建築し、実家の営農を手伝っていくものです。</p> <p>現地調査を行いました。いずれの案件も日照・排水について支障なく、周辺の営農への影響についても問題ないと思われることから転用許可妥当と判断しました。以上です。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。</p> <p>事務局から補足説明等があればしてください。</p>
事務局	<p>議案第3号の13番のうち1筆は昭和57年から昭和58にかけ馬崎地区として実施された農林業対策事業により整備された第1種農地です。</p> <p>11番は福山市役所神辺支所からおおむね500メートル以内に存在するため第2種農地として判断されます。</p> <p>その他の案件は、農用地区域内農地、甲種農地、第1種農地、第3種農地に近接する区域その他市街地化が見込まれる区域内にある第2種農地及び第3種農地のいずれにも該当しない農地と認められるため、その他の農地である第2種農地として判断されます。</p> <p>別紙、農地転用許可申請に係る調査書のとおり、農地転用許可基準の要件を満たしており、申請は、適正かつ適法であり、事業規模からみて</p>

	適切な面積で、周辺の営農状況に支障を生じるおそれもないと認められます。なお、13番は第1種農地のため常設審議委員会への意見聴取案件です。以上です。
議長	これより質疑に入りますが、8ページ「4番」は渡壁則人委員が関係する案件ですので、「農業委員会等に関する法律第31条」の議事参与の制限により退席をお願いします。
委員	(渡壁則人委員が退席)
議長	それでは、発言のある方は挙手をお願いします。
委員	— 質問等なし —
議長	質問等がないようですので、採決します。 議案第3号の「13番」は許可相当として常設審議委員会へ意見聴取し、その他の案件は、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。
委員	— 全員挙手 —
議長	全員挙手により、議案第3号の「13番」は許可相当として常設審議委員会へ意見聴取し、その他の案件は原案のとおり許可することに決定します。
議長	採決が終わりましたので、渡壁則人委員は入室、着席ください。
議長	次に、議案第4号「非農地証明について」を上程します。 東部地区の報告をお願いします。
1番 (坂本)	それでは、議案第4号「非農地証明について」の別冊12ページ1番について報告します。 1番は東京都町田市 of 相続人からの申請で、申請地の畑、1筆、534㎡を昭和63年11月30日から住宅敷地として利用し現在に至っているものです。申請地は市街化区域であり、春日小学校の北東140mの所です。 現地確認しましたが、農地性はなく、農地への復元は困難なため、非農地証明妥当と判断しました。以上です。

議 長	西部地区の報告をお願いします。
4 番 (渡壁)	<p>議案第4号「非農地証明について」の2番について報告します。</p> <p>沼隈町の申請人が、昭和60年頃から耕作放棄していたところ、雑木等が繁茂し山林となっております。場所は、道の駅「アリストぬまくま」の北東、約700メートルです。</p> <p>現地調査をしましたが、農地性がなく、農地への復元も困難であり、証明妥当と判断しました。以上です。</p>
議 長	松永地区の報告をお願いします。
7 番 (岡本)	<p>それでは、議案第4号「非農地証明について」の3番と4番について報告します。</p> <p>3番は、明王台五丁目の申請人が、平成17年頃から耕作放棄していたところ、雑木などが繁茂して原野となったものです。</p> <p>場所は、末広池から、南へ約90メートルのところですか。</p> <p>4番は、柳津町の申請人が、平成2年頃から耕作放棄していたところ、雑木などが繁茂して原野となったものです。</p> <p>場所は、神村公民館から、南へ約350メートルのところですか。</p> <p>どちらも、農振農用地区域内の農地ではありますが、担当部局との調整は整っております。</p> <p>現地調査をしましたが、農地性がなく、農地への復元も困難であり、証明妥当と判断しました。以上です。</p>
議 長	北部地区の報告をお願いします。
10 番 (安原)	<p>議案第4号「非農地証明について」の別冊12ページの5番から7番について報告します。</p> <p>5番は、広島市の相続財産管理人の申請によるもので、芦田町の被相続人が、平成8年4月頃から、倉庫及びプレハブ敷地として利用し、現在に至ります。場所は、芦田支所の南、約600メートルのところですか。</p> <p>6番は、新市町の申請人が、昭和48年頃から、住宅敷地として利用し、現在に至ります。場所は、常金丸中学校の北、約1.5キロメートルのところですか。</p> <p>7番は、広島市の申請人が、昭和48年4月頃から、店舗敷地として利用し、現在に至ります。場所は、新市支所の南、約600メートルのところですか。</p> <p>なお、6番は、農振農用地区域内の農地ではありますが、担当部局との調整は</p>

	<p>整っております。</p> <p>現地調査をしましたが、農地性がなく、農地への復元も困難であり、証明妥当と判断しました。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>これより質疑に入ります。</p> <p>発言のある方は挙手をお願いします。</p>
委員	<p>— 質問等なし —</p>
議長	<p>質問等がないようですので、採決します。</p> <p>議案第4号について、原案のとおり証明することに賛成の方は挙手をお願いします。</p>
委員	<p>— 全員挙手 —</p>
議長	<p>全員挙手により、議案第4号は原案のとおり証明することに決定します。</p>
議長	<p>次に、議案第5号「相続税の納税猶予に関する適格者証明について」を上程します。</p> <p>東部地区の報告をお願いします。</p>
1番 (坂本)	<p>それでは、議案第5号「相続税の納税猶予に関する適格者証明について」の別冊13ページ1番について報告します。</p> <p>1番は、南蔵王町六丁目に住む農業相続人である子が相続税の納税猶予の特例適用を受けるものです。申請地はいずれも市街化区域の住宅街にある農地です。申請地には野菜が栽培されており、引き続き農業を継承していくものです。場所は東福山駅から北へ400mの所です。保有する農機具、農業技術、20年以上の耕作意欲も強くあることから相続税の納税猶予に関する適格者であると判断しました。以上です。</p>
議長	<p>松永地区の報告をお願いします。</p>
7番 (岡本)	<p>それでは、議案第5号「相続税の納税猶予に関する適格者証明について」の2番について報告します。</p>

	<p>2番は、令和2年第9回総会の第5号議案第2号と関連しています。第9回総会で、申請地の田1筆1,098㎡、畑1筆578㎡について相続税の納税猶予に関する適格者証明をしておりましたが、このうちの田1筆について、相続登記の錯誤訂正により、持分が2分の1から1分の1に修正されたため、あらためて申請されたものです。</p> <p>他に問題点はなく、証明妥当と判断しました。以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>これより質疑に入ります。</p> <p>発言のある方は挙手をお願いします。</p>
委員	<p>— 質問等なし —</p>
議長	<p>質問等がないようですので、採決します。</p> <p>議案第5号について、原案のとおり証明することに賛成の方は挙手をお願いします。</p>
委員	<p>— 全員挙手 —</p>
議長	<p>全員挙手により、議案第5号は原案のとおり証明することに決定します。</p>
議長	<p>次に、追加議案第6号「農地等の現況に係る照会に対する回答について」を上程します。</p> <p>松永地区の報告をお願いします。</p>
7番 (岡本)	<p>追加議案第6号「農地等の現況に係る照会に対する回答について」の1番と2番について報告します。</p> <p>1番は、広島法務局福山支局より、2月15日付けで、現況に係る照会がありましたので、現地調査をしたところ、駐車場として転用済みであり、非農地として回答するものです。場所は、福山大学の北側隣接地です。</p> <p>2番は、広島法務局福山支局より、2月17日付けで、現況に係る照会がありましたので、現地調査をしたところ、農家住宅として転用済みであり、また、1998年（平成10年）5月に4条許可済みであるので、非農地として回答するものです。場所は、吉田橋バス停から西へ120メートルのところ です。</p> <p>以上です。</p>

議 長	<p>ありがとうございました。</p> <p>これより質疑に入ります。</p> <p>発言のある方は挙手をお願いします。</p>
委 員	— 質問等なし —
議 長	<p>質問等がないようですので、採決します。</p> <p>議案第6号について、原案のとおり回答することに賛成の方は挙手をお願いします。</p>
委 員	— 全員挙手 —
議 長	<p>全員挙手により、議案第6号は原案のとおり回答することに決定します。</p>
議 長	<p>次に、追加議案第7号「農地法第3条の規定による許可申請（買受適格）に対する処分決定について」を上程します。</p> <p>事務局から説明してください。</p>
事務局	<p>議案第7号「農地法第3条の規定による許可申請（買受適格）に対する処分決定について」の1番について説明します。</p> <p>先月、農地法第3条の買受適格証明を受けた沼隈町の申請人が、競売で落札したことを受けて申請するものです。</p> <p>場所は、天神山下交差点の南西400メートルです。</p> <p>譲受人は、農作業経験もあり、必要な農機具・労働力も確保されており、下限面積も超えていることから許可妥当と判断しました。以上です。</p>
議 長	<p>これより質疑に入ります。</p> <p>発言のある方は挙手をお願いします。</p>
委 員	— 質問等なし —
議 長	<p>質問等がないようですので、採決します。</p> <p>議案第7号について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。</p>
委 員	— 全員挙手 —

議 長	<p>全員挙手により、議案第7号は原案のとおり許可することに決定します。</p>
議 長	<p>次に、協議事項「福山市農地利用最適化推進委員の再募集について」を事務局から説明してください。</p>
事務局	<p>協議事項「福山市農地利用最適化推進委員の再募集について」説明します。</p> <p>2020年11月から、次期農地利用最適化推進委員の委嘱にむけて業務を進めていましたが、申込みを取り下げた候補者があったため再募集を実施するものです。</p> <p>募集地区及び人数については、第4地区1人、第10地区1人の計2人です。</p> <p>募集期間は3月15日から4月14日の約1ヶ月です。</p> <p>4月下旬に選定委員会を実施、4月30日の総会で決議した後、5月6日に推進委員を選任・委嘱をするスケジュールとなっています。説明は以上です。</p>
議 長	<p>ただいまの説明について、発言のある方は挙手をお願いします。</p>
委 員	<p>— 質問等なし —</p>
議 長	<p>質問等がないようですので、次に、報告事項の「農地法等に関わる専決処分・届出等について」を事務局から説明してください。</p>
事務局	<p>専決処分及び届出等について、ご説明します。</p> <p>議案書（別冊）の14ページから16ページの「農地法第3条の3第1項の規定による届出について」です。これは、相続等により農地の権利を取得した場合の届出です。農業委員会処務規則第6条の2第1項の規定により、19件を事務局長専決で受理しました。</p> <p>次に、17ページ、18ページの「農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出書の受理について」及び、19ページから24ページの「農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出書の受理について」です。</p> <p>4条11件、5条29件を農業委員会処務規則第6条の2第1項の規定により、事務局長専決で受理しました。</p> <p>次に、25ページの「農地法施行規則第29条第1項第16号の規定による協議書の受理について」です。認定電気通信事業者が賃借権を設定し転用する</p>

	<p>ものです。認定電気通信事業者が行う、通信のための電線及び中継施設等の設置については、農地転用の制限の例外となります。3件の協議書を受理しています。</p> <p>次に、26ページから28ページの「農地法第18条第6項の規定による合意解約の通知について」です。賃貸借を解約したことの通知が11件ありました。</p> <p>次に、29ページの「農地等の現況に係る照会に対する調査結果について」です。広島法務局福山支局から2件の照会があり、いずれも農地性がないことを確認しました。回答期限が照会のあった日から2週間であり、この間に総会の開催がないため事務局長による専決処分により回答しました。</p> <p>次に、30ページの「農地法の規定による許可又は届出の取消し・申請取下げについて」です。許可又は届出の受理後、何らかの事情により履行できなかったことから提出されたものであり、1件を受理しました。専決処分及び届出等については以上です。</p>
議 長	<p>ただいまの説明について、発言のある方は挙手をお願いします。</p>
委 員	<p>— 質問等なし —</p>
議 長	<p>質問等もないようですので、以上をもちまして2021年（令和3年）第2回福山市農業委員会総会を終了します。</p> <p>なお、来月の総会は3月30開催の予定です。</p> <p>皆様お疲れ様でした。</p>
事務局長	<p>委員の皆様には、ご審議いただきありがとうございました。</p> <p>気をつけてお帰りください。</p>

午前10時40分閉会